

第3回新守谷駅周辺地区 バリアフリー基本構想策定協議会

- ・ 基本構想（案）について
- ・ パブリックコメントの実施について

令和5年11月27日



基本構想（案）検討の流れ（スケジュール）

第3回協議会（令和5年11月27日）

- 基本構想（原案）についての意見聴取

パブリックコメントに向けた手続き（令和5年11月27日～12月末）

- 協議会からの意見反映及び修正対応

パブリックコメント（令和6年1月上旬～2月上旬：実施期間30日間）

- パブリックコメントから「意見に対する市の考え方」、基本構想の修正案を作成

第4回協議会（令和6年2月22日（予定））

- パブリックコメントの結果報告及び最終案について

（※寄せられた意見によって基本構想案に大幅な変更が生じた場合は、案の修正後に再度パブリックコメントを実施します）



本日いただいた意見反映の流れ

基本構想の修正に関する意見の受付(※切:12月13日(水)まで)

提出先	メール	電話
・都市計画課市街地計画G	・toshikei@city.moriya.ibaraki.jp	・0297-45-1111(242)



策定協議会の意見及び関係機関協議※の結果の修正対応



庁議(政策経営会議)(令和6年1月5日)



パブリックコメントの実施(令和6年1月上旬～2月上旬(予定))

パブリックコメント始期に合わせて基本構想(案)を委員の皆様へ発送

(※関係機関協議の結果によっては、パブリックコメント時期が変更になる可能性があります)



基本構想の目次

バリアフリー法(第25条等)に規定される 基本構想に明示すべき事項

- ① 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針
- ② 重点整備地区の位置及び区域
- ③ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
- ④ 市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項
- ⑤ 実施すべき特定事業その他の事業に関する事項
- ⑥ ① 5.と併せて実施する市街地開発事業において移動等円滑化のために考慮すべき事項
 - ② 自転車等の駐車施設の整備等移動等円滑化に資する市街地の整備
 - ③ その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項
- ⑦ 基本構想の評価に関する事項
(スパイラルアップに向けた継続した取組)

※ 1、4、7については、任意記載事項

新守谷駅周辺地区 バリアフリー基本構想（案）

- I. バリアフリー基本構想の策定について
- II. 対象地区の現況整理
- III. 現地踏査について
- IV. アンケート調査
- V. 本地区のバリアフリー化に向けた課題
- VI. 守谷市のバリアフリーの基本的な考え方
- VII. 重点整備地区の設定
- VIII. 重点整備地区の整備について
- IX. 今後のバリアフリー施策の実現に向けて
- 資料編



第2回協議会からの修正点について

- 第2回協議会でいただいた意見
 - 別紙の通り(資料2)
- V～Ⅸの内容について
 - 後述の通り、本スライドにて概要説明
- その他軽微な修正
 - 文言、数値、図表及び体裁等のため説明省略

第2回協議会でいただいた意見(資料2)

番号	意見	発言者	対応
1	アンケートの自由記入について、配布資料に記載がある以上に具体的な意見はあったか(ベンチがほしい等)。	村上会長	自由記入の代表的な回答は配布資料の通りです。
2	重点整備地区に立沢公園も含めてはどうか。	村上会長	公園については、別途整備方針の検討を行っているため、バリアフリー基本方針からは除外しました。
3	重点整備地区に総合守谷第一病院を含めてはどうか。	有原委員	今回は新守谷駅を起点に徒歩で移動できる範囲を重点整備地区としました。総合守谷第一病院は、新守谷駅から徒歩で向かうには遠いため、構想見直しの際に地区を拡大するか検討します。
4	重点整備地区について、どこまでが範囲となるか(横断歩道を含む場所は、通りの道路よりも範囲が広がる等)。	竹廣委員	今回の基本構想では、交差点は横断歩道を含んで重点整備地区を設定しています。重点整備地区は、生活関連経路として考えるため、横断歩道を含んで設定します。
5	現地踏査で、音響式信号を設置してほしいと意見が出たのはどこの信号か。また、実際にその信号を利用している視覚障がい者はどれくらい居るのか。	櫻井委員	現地踏査で、個別の要望があったわけではありませんが、視覚障がい者に対するバリア全般として意見がありました。また、視覚障がい者の利用頻度のようなデータは見当たりませんでした。
6	収集可能であれば横断歩道の歩行者数等のデータがあると良い。	村上会長	今回の地区の歩行者数等のデータは、オープンデータや市の保有するデータの中では見当たりませんでした。
7	現地踏査で挙がっていない点についても検討が必要である。	村上会長	各々の施設管理者と協議を行い、バリアフリー化を実施する特定事業案を位置付けています。この際に、現地踏査及びアンケート調査を踏まえた基本方針をもって、ほかにもバリアフリー化すべきところを盛り込んでいます。



第2回協議会でいただいた意見(資料2)

	意見	発言者	対応
8	ハード面だけでなく、ソフト面も重視して事業を進めてほしい。	國下委員	ご意見の通り、関係機関と協議のうえ、心のバリアフリーとしてソフトの特定事業を位置付けました。
9	数年前に整備を行った市の中央公民館の駐車場に段差が残っている。	横田委員	今回の検討対象区域外のため、基本構想では記載しませんが、施設管理者である生涯学習課に申し伝えます。
10	新守谷駅は階段しかないため、ベビーカーでの利用が困難である。	横田委員	ご意見の通り、関係機関と協議のうえ、特定事業を位置付けました。
11	新守谷駅西口駐車場について、周知が必要と思う。	村上会長	ご意見の通り、施設管理者である建設課に申し伝えます。基本構想では、ソフト事業は心のバリアフリーとして啓発を中心としたものとなっているため、記載は行いません。
12	新守谷駅前の歩道橋にエスカレーターを設置してはどうか。	有原委員	車いす利用者やベビーカー使用者等を含めて利用できる設備としてエレベーター案で関係機関協議及び特定事業の位置づけを行っています。
13	守谷テラス前では横断歩道を利用せず、新守谷大通りを横切る人が多く危険なため、歩道橋に上がるエレベーターを設置したらどうか。	有原委員	基本構想では、守谷テラスから新守谷駅方面へのバリアフリー化の視点で整理しているため、対象には含めないこととしました。また、ご意見にあった歩道橋は既にスロープで整備されていますので、ご意見として担当課へ伝えます。
14	新守谷駅前歩道橋横に利用されていない駐輪場があるが、当該敷地の土地利用を検討してほしい。	小川(正)委員	市では現在、当該敷地の活用方法を検討しています。当該敷地は自転車駐車場として都市計画決定されていますが、今後バリアフリー化をする特定事業の実施の中でも、視野に入れて検討を進めて参ります。



第2回協議会でいただいた意見(資料2)

番号	意見	発言者	対応
15	(P31)誤字を修正すること。「安先生」⇒「安全性」	中島副会長	修正しました。
16	(P42)心のバリアフリーについての導入(説明)が不十分だと感じる。	中島副会長	「I.バリアフリー基本構想の策定について」に心のバリアフリーについて記載し、「VI.守谷市のバリアフリーの基本的な考え方」に補足を追加しました。
17	特定事業の実施時期が分かり辛い。	中島副会長	関係機関協議結果を受け、検討予定の時期を記載しました。
18	(P5)図のキャプションを修正すること。「新守谷通り」⇒「新守谷大通り」	小林委員	修正しました。
19	(P5)「今後人口減少」という表現について、「人口減少」は削除し、「減少」だけで良いのではないか。	小林委員	修正しました。
20	(P11)文書の頭に余白を追加すること。	小林委員	修正しました。
21	(P15)文書を修正すること。「新守谷駅は車イスで使えない」⇒「新守谷駅は車イスでは使えない」	小林委員	修正しました。
22	(P41)文書の修正及び追加すること。 修正)「幅の広い改札口」⇒「拡幅改札口」 追加)つまずきにくい構造に加えて(段差解消)についても入れる 追加)障がい者対応型券売機について追加 追加)エレベーターの設置について追加	小林委員	修正しました。
23	(P2)バリアフリー基本構想の位置付け内の文言を修正すること。 「第8期守谷市高齢者福祉計画」⇒「第8期」を削除	稲葉委員	修正しました。
24	関東鉄道(株)障がい者対応型券売機の整備に関する特定事業を追加すること。	小林委員	『券売機の改善』と修正しました。



V.本地区のバリアフリー化に向けた課題(P33)

新守谷駅における 円滑な移動の確保

- ・新守谷駅は、駅舎及び駅へのアクセス経路等にバリアがあることから、利用しづらいと感じられており周辺住民にあまり利用されていない状況です。
- ・橋上駅にも関わらず、駅へアクセスする経路と改札からホームに降りる場所にエレベーターが設置されていない等、移動をする上で支障がある状況です。
- ・駅前広場では、ロータリーと歩道に段差があり一般車やタクシーの乗降がしづらく、バス停・駐車場のバリアフリー化や円滑な移動のための経路が確保されていない状況です。

新守谷駅と周辺施設 を結ぶ経路における 円滑な移動の確保

- ・新守谷大通りをはじめとする駅周辺の道路は、地形的な要因もあり歩道に勾配がある箇所が散見されます。
- ・また、現地踏査を通じて、整備から約40年が経過し舗装の劣化等が生じている他、視覚障がい者誘導ブロックが整備されていないことや音響式信号機が設置されていないことなど、円滑な移動に支障がある状況であることが明らかになりました。

新守谷駅及び 周辺施設の誰もが 利用しやすい環境の確保

- ・駅周辺の施設では、外構部分の段差や視覚障がい者誘導ブロックの途切れ等のバリアとなる状況が散見されます。
- ・現地踏査では、新守谷駅のバリアフリー化に向けて、拡幅改札口やバリアフリートイレ、券売機等の施設・設備設置についても意見がありました。



VII. 守谷市のバリアフリーの基本的な考え方(P34)

誰もが外出を愉しめ、
いつまでも幸せに暮らし続けるまち

【基本方針①】

駅やその他施設へ
スムーズに移動できる
バリアフリー化

誰もが一人でも駅へアクセスし利用ができるバリアフリー化に取り組めます。また、ルート上にあるその他施設についても快適に利用できるよう関係者間で連携の上、バリアフリー化に取り組めます。

【基本方針②】

今ある道路等を
よりよく保つ
バリアフリー化

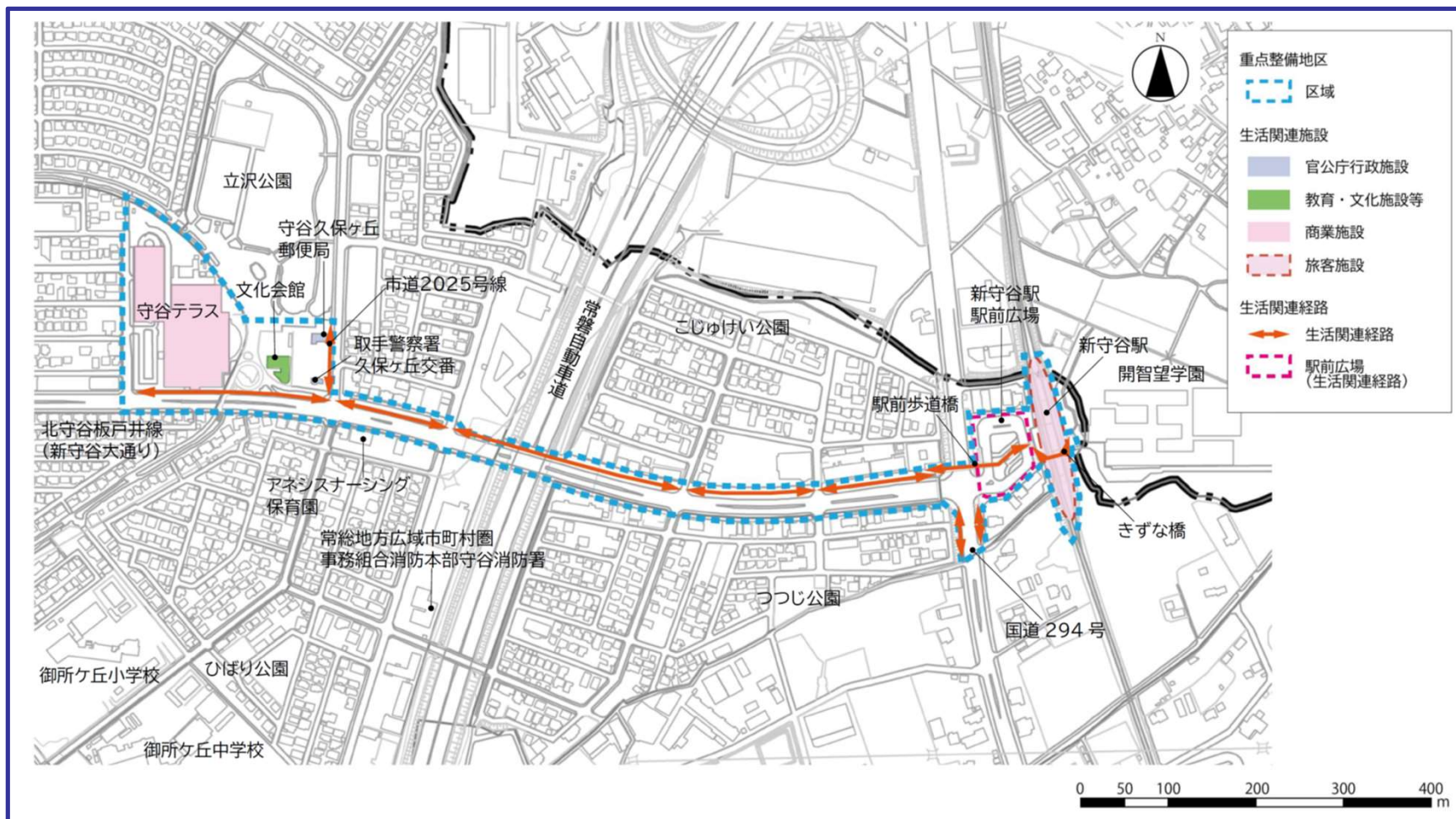
新守谷大通りをはじめ、既に整備された道路等を将来にわたって活用できるよう、必要に応じてバリアフリー化の改修とあわせ、誰もが使い続けられるように適切な維持管理に取り組めます。

【基本方針③】

心のバリアフリーの推進

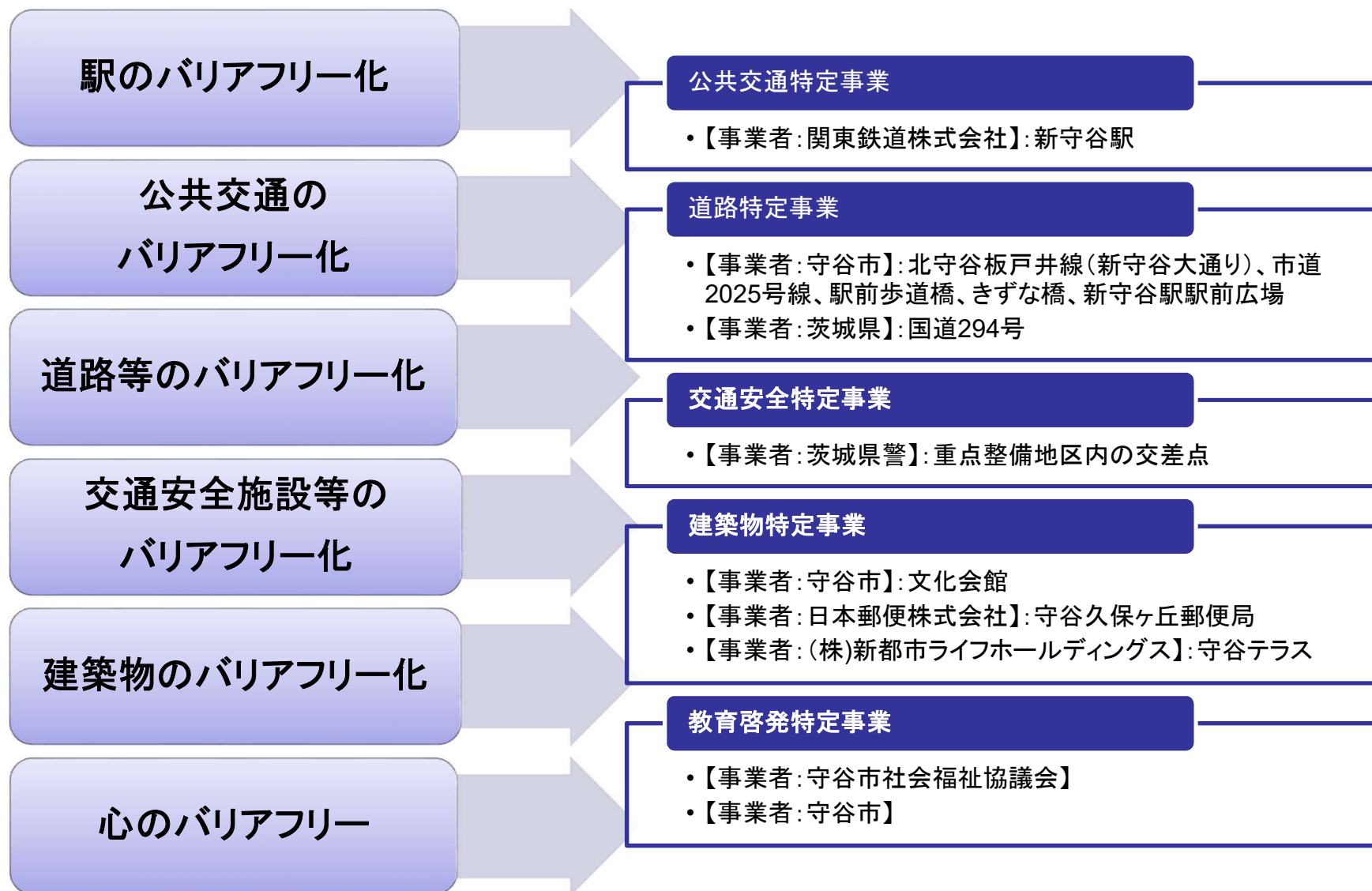
ハード面の施設整備だけでなく、高齢者や障がいをお持ちの方及び子ども連れの方に対する理解を深め「心のバリアフリー」の推進に取り組めます。また、整備した環境を快適に使い続けられるよう、利用マナーに関する意識啓発に取り組めます。

VII.重点整備地区の設定(P39)





VIII. 重点整備地区の整備について(P41)



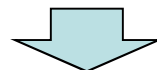


VIII.-2.特定事業(P43)

特定事業とは、バリアフリー化を具体化するためのもので、基本構想で特定事業を定めた場合、その特定事業を実施する者には**特定事業計画**の作成とこれに基づく**実施の義務**が課される。

特定事業の関係者に対して
十分な**協議**が必要

特定事業計画の作成時期については、早期実施に向けて基本構想策定後可能な限り速やか
(概ね**1年以内**)に作成することが望ましい



関係機関協議を実施（第2回協議会終了後～現在）

- 関係機関協議の実施状況
 - － 特定事業の実施に当たり、大きな費用や年次計画が必要となるような内容を含まない事業者については、同意書を受領済み
 - － 残りの事業者については現在調整中
 - － 特定事業計画の作成及び実施の義務が課されるため、事業実施者にとって実現性を考慮し、各事業者からの回答があった内容で掲載する予定※です。

(※関係機関協議の結果によっては、パブリックコメント時期が変更になる可能性があります)



特定事業実施者との協議状況について

2023/11/24

協議実施日	事業者名	対象施設等	基本構想 同意状況	協議した特定事業	備考
10月25日	日本郵便(株)	久保ヶ丘郵便局	同意書受領	建築物	
10月27日	竜ヶ崎工事事務所	国道294号線	同意書受領	道路	
10月31日	関東鉄道(株)	新守谷駅	継続	公共交通	予算・年次計画等を考慮して協議中
11月1日	(株) 新都市ライフホールディングス	守谷テラス	継続	建築物	技術部が現場確認をして協議中
11月1日	茨城県警(取手警察署)	横断歩道、信号機	同意書受領	交通安全	
11月2日	社会福祉協議会	(ソフト事業)	同意書受領	教育啓発	
11月6日	教育指導課	(ソフト事業)	-	教育啓発	教育指導要領の範囲のみのため除外
11月7日	健康長寿課	(ソフト事業)	同意書受領	教育啓発	
11月7日	社会福祉課	(ソフト事業)	同意書受領	教育啓発	
11月8日	人権推進課	文化会館 (ソフト事業)	同意書受領	建築物 教育啓発	
11月14日	建設課	北守谷大通り 市道2025号線 駅前歩道橋 きずな橋 駅前広場	継続	道路	現在調整中



VIII.-2.(1) 公共交通特定事業(P43)

- 【事業者：関東鉄道株式会社】
－ 新守谷駅

事業内容	実施時期	備考
改札階とホームの往來の向上(エレベーター等)	協議中※	
バリアフリートイレの設置		
幅の広い改札の設置		
音声案内設備の設置		
案内板の設置		
駅舎の照明の調整		
券売機の改善		
トイレの改善		
手すりの改善(ホーム・外階段)		
ホーム階段の段差解消		
視覚障害者誘導用ブロックの視認性の向上		
視覚障害者誘導用ブロックの設置(入口付近)		

(※関係機関協議の結果によっては、内容が変更になる可能性があります)



VIII.-2.(2) 道路特定事業(P44~)

- 【事業者: 守谷市】
- ①北守谷板戸井線(新守谷大通り)、②市道2025号線、
③駅前歩道橋、④きずな橋、⑤駅前広場

事業内容	実施時期	備考
誘導ブロックの設置	協議中※	
舗装の改修		
休憩施設の改修		
排水施設の蓋の改修		
有効幅員の確保(ボラード横)		
勾配の解消		
乗降場の段差解消		
きずな橋と駅東口の往来の向上(エレベーター等)		
駅前広場と駅前歩道橋の往来の向上(エレベーター等)		
バリアフリー経路の確保		

(※関係機関協議の結果によっては、内容が変更になる可能性があります)



VIII.-2.(2) 及び (3) (P46~)

- (2) 道路特定事業【事業者：茨城県】

- ⑥ 国道294号

事業内容	実施時期	備考
誘導ブロックの設置	目標年度の設 定に向けて調整 を進める	
交差点部の段差解消		
舗装の改修		
排水施設の蓋の改修		
勾配の改善		

- (3) 交通安全特定事業【事業者：茨城県警】

- 文化会館前交差点※、立沢公園入口交差点、守谷消防署入口交差点、御所ヶ丘交差点、アイススポーツ守谷店前、新守谷駅入口交差点

事業内容	実施時期	備考
バリアフリー信号機の設置	目標年度の設 定に向けて調整 を進める	
エスコートゾーンの設置		
高齢者等感応式信号機の音量調整※		



VIII.-2.(4)建築物特定事業(P47~)

- 【事業者:守谷市】

- 文化会館

事業内容	実施時期	備考
スロープの改善	今後5年以内に 実施を目指す	

- 【事業者:日本郵便株式会社】

- 守谷久保ヶ丘郵便局

事業内容	実施時期	備考
駐車場の改修	今後5年以内に 実施を目指す	
段差解消		
誘導ブロック		

- 【事業者:株式会社新都市ライフホールディングス】

- 守谷テラス

事業内容	実施時期	備考
スロープの改善	協議中※	
段差解消		
排水施設の蓋の改修		
外構の滑りやすさ対策		

(※関係機関協議の結果によっては、内容が変更になる可能性があります)



VIII.-2.(5)教育啓発特定事業(P48)

・【事業者:守谷市社会福祉協議会】

事業内容	実施時期	備考
小学校福祉体験学習	継続して 実施する	
教員向け福祉体験学習		
もりやふくしまつり等における高齢者疑似体験		

・【事業者:守谷市】

事業内容	実施時期	備考
合理的配慮の促進に向けた事業所等への啓発	継続して 実施する	
「障がい」についての講演会・勉強会の開催		
障がい者週間における啓発活動の実施		
市職員向けダイバーシティ研修の実施		
認知症サポーター養成講座の実施		
認知症・高齢者等声掛け模擬訓練の実施		
オレンジカフェ(認知症カフェ)の実施		



Ⅸ. 今後のバリアフリー施策の実現に向けて(P52)

バリアフリー化の推進に向けた 市民・事業者・市の協働

バリアフ
リー化に
関する
情報発信

バリアフ
リー基本
構想の
見直しの
考え方

市は、基本方針の実現に向け、バリアフリー化の主体となる事業者が円滑な事業実施できるよう、事業者と高齢者、障がいをお持ちの方及び子ども連れの方との情報交換・意見交換の促進に努めます

事業者は、特定事業計画の策定や実施にあたり、実際の利用者となる高齢者、障がいをお持ちの方及び子ども連れの方の意見をその内容に反映させるように努めます。

市民は、バリアフリー整備にあわせ、市民同士の相互理解や支え合いの重要性を理解し、これを実践するとともに、放置自転車等の安全な移動を阻害する行為への対策やマナー向上に努めます。

市と事業者は、バリアフリー化した施設が有効に利用されるよう、バリアフリー化の進捗状況や施設の利用案内について情報発信に努めます。

バリアフリー基本構想は、新たな技術開発の動向や社会情勢等を踏まえるとともに、関係事業者による事業実施に向けた機運を受け、必要に応じて見直しを検討します。

説 明 は 以 上 で す